



個人事業主が受け取る 助成金の課税関係



Q 私は個人で美容院を経営しています。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により従業員の子供が通う小学校が臨時休業となり、出社できないこととなったため、当該者へ特別休暇を与え、国から《小学校休業等対応助成金》を受け取ることとなりました。その後、店舗を構える地域で緊急事態宣言の発令があったため、一定期間の休業を行うこととなり、新型コロナウイルス感染症特例措置である《雇用調整助成金》も受け取る予定です。これらの助成金を受け取ったときの課税関係を教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、国や地方公共団体（以下、国等）から支給される助成金がありますが、課税関係はそれぞれ異なります。ご相談者は個人で美容院を経営されていることから、“個人事業主”に該当します。個人事業主が支給を受ける《小学校休業等対応助成金》や《雇用調整助成金》は、いずれも“事業所得”として所得税の課税対象となります。

課税対象となるもの、ならないもの

国等から支給される助成金は、個々の事実関係によって、所得税の計算上、課税の対象となるもの、ならないものに分かれます。

(1) 課税の対象とならないもの

次のいずれかに該当する場合には、課税の対象とはなりません。（非課税所得）

- 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの（児童手当など）
- その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により非課税所得とされるもの（臨時福祉給付金など）
 - ・ 学資として支給される金品
 - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

(1) のいずれにも該当しない助成金は、課税の対象となります。

課税の対象となる助成金は、次のいずれかの所得に区分します。

所得	助成金	(例)
事業	業務上の取引に関連して支給される助成金	事業者の収入減少に対する補償や、支払賃金など必要経費の支出補填を目的とした支給など
一時	業務上の取引に関連しないもので、一時に支給される助成金	臨時的に一定の所得水準以下の方に対して支給するものなど
雑	上記いずれにも該当しない助成金	

ご相談のケースは、いずれの助成金も従業員へ支払う休業手当等賃金の補填であり、業務上の取引に関連して支給される助成金に該当することから事業所得となります。今後も国の施策として様々な助成金が支給されることと思われます。課税の判断は、当事務所までお問い合わせください。

参考：国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」
<MyKomonニュースレターより引用>

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった5年で売上が7倍<7億円>に！！

幹部と一緒に作る！！ 経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！！
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えます！
◎何でも質問OKです！

日程 2020年7月16日（木）
時間 10時～17時（受付9時45分～）
会場 アイデア総研税理士法人 セミナールーム
参加料 30,000円（税抜）【定員5名様】
*おひとり様追加毎に+5,000円（税抜）となります。
お問い合わせ TEL: 097-529-5757 高山

事務所紹介

*6月1日(月)「お誕生会」
6月生まれの方をみんなで祝福しました。



6月生まれは、課長の岩本、課長の富部、中村、斉藤、足立の5名です。お誕生日の歌と所長の南からプレゼント贈呈がありました。課長の岩本は、仕事の成熟し事務所でも責任の大きい位置になってきており、これからは若い人の見本となる様な仕事をしたいとコメントしました。

*ご出産お祝い
おめでとう！

5月末、業務1課の高山に第一子が誕生しました☆女の子だそうです。おめでとうございます！！所長の南からのお祝いと、社員全員からもお祝いをプレゼントしました！所長の南は高山に、事務所でも家族が増えていく事に嬉しく思いますと伝え、高山は、僕が家族を持てたのもこの事務所があったお陰なので、今後も妻と一緒に事務所に恩返し出来たらと思っています！と挨拶しました。

ボランティア



毎月お客様にご協力頂いているペットボトルキャップがたくさん集まり、「認定NPO法人 世界のこどもにワクチンを日本委員会」へ寄贈致しました。キャップ回収重量50kgで、約25000個のキャップとなりました。

これはポリオワクチン約12.5人分になるそうです。ポリオは2滴のワクチンを2回、口の中に落とせば一生ポリオにならずに暮らせるそうです。皆様のご協力のお陰です！ありがとうございます！
当事所ではボランティア活動に取り組んでおります。今月は(有)おきな堂様、大志土木工業(株)様よりペットボトルキャップをいただきました。(株)BM様より使用済み切手をいただきました。ありがとうございます。今後も使用済み切手・ペットボトルキャップを集めてまいりますので、ご協力をよろしくお願い致します。

職員紹介

第44回目は、今年1月に入社した 業務5課の足立をご紹介します。



名前 足立 尚
(アダチ ナオ)

これが私の仕事！
5課に所属し、主に決算業務を担当しています。

休日の過ごし方
ヨガなど、ゆっくり体を動かすことが好きです。最近はなかなか外出できないので、オンラインヨガにチャレンジしてみたいと思っています。家にいる時間が増えたので、少しだけ凝った料理を作るようになりました。最近はよくパンを焼きます。アレンジも簡単なので、ぜひみなさんも作ってみてください！

お客様へ 親切・丁寧な資料作成と説明を心掛けていきます。よろしくお願いいたします。

*ブログとフェイスブックで事務所の様子や職員の日常を紹介しています。どうぞご覧下さい

Blog Facebook HP



事務所の様子や職員を知っていただき、皆さんとの距離が近くなればと思います。次回もお楽しみに！